

第5章

安全・安心、快適な地域を
つくる人のまち

第5章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

第1節 計画的な土地利用の推進

1. 施策の方向性

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

2. 現状と課題

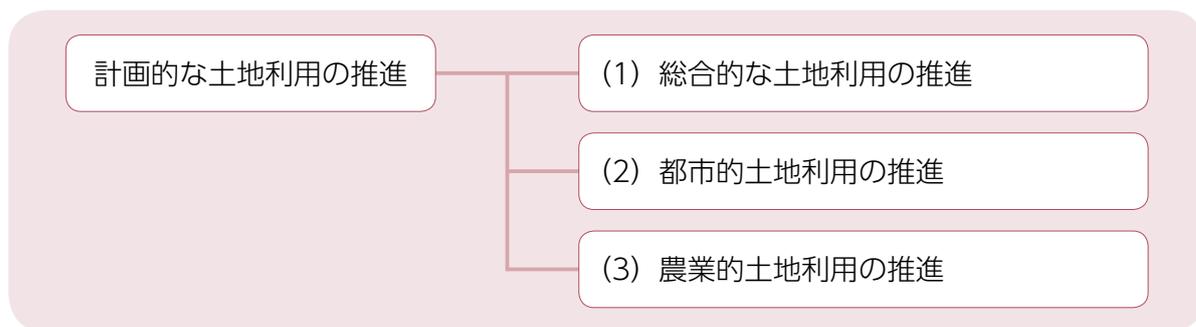
- ①市の都市計画区域 1,970haのうち市街化区域は 43.1% (849.0ha) を占めています。市街地は、東武東上線のみずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅を中心として土地区画整理事業による整備を行い、地区計画*¹⁵⁷ 制度により、地区の特性に応じた良好な生活環境の保全に取り組んでいます。
- ②都市基盤整備の十分ではない中で市街化が進行した地区もあることから、住環境の整備・改善を検討する必要があります。
- ③建築可能な建物の用途を定める用途地域 (849.1ha)のうち、住居系が 806.6ha (用途地域の 95.0%) を占めています。
- ④市街化区域面積に対する生産緑地地区*¹⁵⁸ の割合は、9.7%を占めており、貴重な緑地空間となっています。
- ⑤市街化調整区域*¹⁵⁹ は、市域の 56.9% (1,121ha) を占めており、首都 30km 圏内にありながら農地が広がっている状況は、大きな特徴となっています。

* 157 地区計画…道路・公園・広場などの配置や規模、建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を定めた総合的な計画。これにより、地域の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全する。
* 158 生産緑地地区…市街化区域内の農地のうち、生活環境の保全などに相当の効果があり、将来、公園・緑地などの公共施設の予定地として適していると指定された緑地。
* 159 市街化調整区域…市街化を抑制すべき区域。

⑥本市は、豊かな自然環境を残しつつ、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきましたが、今後は、交通アクセスなどの立地条件を活かした土地利用を推進するとともに、地域の実情にあった秩序ある土地利用について検討する必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 総合的な土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ①活気と魅力があり、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指し、地域ごとの特性を活かしながら良好な居住環境の形成を進めます。
- ②自然環境との調和に配慮しつつ、市民生活の利便性が高まる土地利用を計画的に進めます。

(2) 都市的土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ①駅周辺は、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を進めます。
- ②新たな市街地形成が予定されている地域は、自然環境との調和に配慮しつつ、快適な住環境と良好な都市機能を創出するため、地域特性に応じた手法によるまちづくりを進めます。

(3) 農業的土地利用の推進（産業振興課）

- ①市街化調整区域においては、豊かな生産力とともに、治水など多面的な機能を持つ農地を保全するため、農業振興地域整備計画の適切な運用を行います。
- ②市街化区域においては、生産緑地制度により、緑地機能や農業生産活動の維持に努めます。

○土地利用の区分

基本構想で掲げる土地利用の基本方針を踏まえ、市域を次のとおり区分し、本市が持続的に発展していくまちとなるよう、計画的な土地利用を進めていきます。

<まちなか居住地域>

みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺地区は、市の顔にふさわしい拠点として、都市機能を集積し、多様な人々の交流とにぎわいのある魅力的な市街地の形成を進めます。

水子・諏訪地区（旧暫定逆線引き地区*¹⁶⁰）は、地区計画や小規模土地区画整理事業などを活用し、周辺の自然と調和した良好な居住環境の形成を進めます。

その他の地区では、各地区の実情を踏まえながら、地区計画や小規模土地区画整理事業などにより都市基盤施設の整備に努めるとともに、点在する農地や緑地などの自然を活かし、居住環境の維持・向上に取り組みます。

<田園・居住地域>

ほ場整備事業などにより農業生産基盤が整備された優良農地においては、農業生産性の向上を図るとともに、引き続き保全に努めます。

既存の集落では、地域社会の持続性を維持するため、道路・下水道などの都市基盤施設が整っている一定の区域に、周辺環境と調和したゆとりとうるおいのある居住環境の形成を進めます。

<歴史・文化・スポーツの交流ゾーン>

本市固有の歴史的・文化的資源や、河川などの自然を大切に守りながら、歴史・文化・スポーツに親しめる場や、憩いの場となる水辺空間として活用を進めます。

<新しい活力の創出ゾーン>

国道 254 号バイパス（富士見川越道路）沿道では、周辺の立地や環境に配慮しながら、都市の活力を向上させるための土地利用への転換を誘導します。

<シティゾーン>

本市のほぼ中央に位置し、国道 254 号バイパス（富士見川越道路）と鶴瀬駅東通線が交差する区域一帯は、市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、医療機関、大規模商業施設の整備が進み、交通利便性も向上していることから、引き続き周辺環境に配慮しながら、企業や文化・教育施設などの土地利用を推進し、本市の中心交流拠点として整備を進めます。

<水谷柳瀬川ゾーン>

市の南部を横断する国道 254 号・463 号沿道及びその周辺部は、道路などの基盤整備を進めるとともに、交通の利便性と柳瀬川の自然を活かしながら、計画的に、産業系や教育機関など地域の発展と活性化に役立つ魅力的な土地利用を進めます。

* 160 旧暫定逆線引き地区…市街化区域において、当分の間、計画的な市街地整備の見通しが無い区域について暫定的に市街化調整区域とした地区。計画的なまちづくりが確実となった段階で、市街化区域に再編入できる制度であったが、同制度の運用が平成 15 年に廃止された。

土地利用構想図



凡例

-  駅周辺拠点
-  まちなか居住地域
-  田園・居住地域
-  歴史・文化・スポーツの交流ゾーン
-  新しい活力の創出ゾーン
-  シティゾーン
-  水谷柳瀬川ゾーン
-  駅
-  鉄道
-  広域幹線道路
-  幹線道路
-  河川
-  ほ場保全区域



第2節 水と緑の保全と活用



1. 施策の方向性

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として、市民と行政の協働による整備と活用を進めます。



2. 現状と課題

- ①急激な都市化の進展により、樹林地や田畑の面積は、平成2年の933.6haから平成27年には674haまで減少していますが、今もなお、水と緑に恵まれた良好な田園・自然環境が残されています。この自然環境・景観を次世代に継承するため、市民緑地^{*161}（4カ所、1.9ha）、緑の散歩道^{*162}（6カ所、1.2ha）の制度や緑地保全基金^{*163}などの活用により、緑地の保全に努めています。
- ②公園は自然環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動の拠点、災害時の一時集合場所など様々な機能を有し、快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っています。
- ③本市の公園面積は、土地区画整理事業に伴う公園の整備などを進めた結果、平成13年度の約22haから平成27年度には約39haと大きく増加しましたが、用地確保が困難なことから公園が整備されていない地域もあり、その整備が課題となっています。
- ④びん沼自然公園、水子貝塚公園や難波田城公園などの特色を活かした公園は、多くの人々が訪れるよう、一層の周知と活用が求められています。
- ⑤既存の公園施設について、適正な維持管理を行うとともに、地域の実情に合わせた改修を計画的に進める必要があります。

* 161 市民緑地…まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が契約を結び、市が一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。

* 162 緑の散歩道…まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が借地契約を結び、住民が利用できるように一定期間管理している土地。

* 163 緑地保全基金…市内に残されている貴重な樹林や緑地を保全する目的で取得するための基金。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 自然環境の保全（まちづくり推進課）

- ①市民緑地、緑の散歩道、保存樹林などの制度と併せ、緑地保全基金の活用により緑地の保全を行います。
- ②緑地や湧水の維持保全に向けて市民と連携し、協働による自然環境保全の仕組みづくりに努めます。

主な取り組み

- ・緑地保全基金の積立と同基金による緑地の取得
- ・保存樹木・樹林への補助
- ・花壇管理、清掃、湧水管理など協働の公園づくりの推進

指 標

項 目	保存樹林・市民緑地・緑の散歩道の面積
現状値	76,456.43㎡（平成 27 年度）
目標値	維持・発展（平成 32 年度）

(2) 公園・広場の整備（まちづくり推進課）

- ①地域の特色を活かした、公園や広場の整備を進めます。
- ②公園づくりの段階から市民と行政による協働を進め、より身近で愛着が感じられる公園を目指します。

主な取り組み

- ・鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内第1公園の整備
- ・公園内の遊具などの修繕・改修

指 標

項 目	都市公園の市民1人あたりの面積
現状値	3.60㎡（平成27年度）
目標値	3.71㎡（平成32年度）

(3) 緑化の推進（まちづくり推進課）

- ①道路、駅周辺、公園、学校などの公共施設の緑化を推進します。
- ②地区計画や緑地協定の活用のほか、生垣設置への補助などにより個人住宅の緑化を促進します。

主な取り組み

- ・生垣設置への補助
- ・地区計画や緑地協定の活用による生垣設置の促進
- ・街路樹などの適切な管理



なしくぼ公園（平成28年度開園）

第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全



1. 施策の方向性

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガス*¹⁶⁴の削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。



2. 現状と課題

- ①富士見市地球温暖化対策実行計画*¹⁶⁵に基づき、市民や事業所と連携して、温室効果ガスの排出抑制と再生可能エネルギー*¹⁶⁶の導入を進めています。
- ②エネルギーの使用の合理化等に関する法律により、一定以上のエネルギーを使用している工場や事業場などにおける省エネルギー対策をさらに強化していく必要があります。
- ③良好な環境の維持、創出に対する取り組みは、環境問題を取り巻く状況の変化に合わせ、第2次富士見市環境基本計画*¹⁶⁷に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携・協働して推進します。
- ④資源循環型社会の実現に向け、富士見市一般廃棄物処理基本計画第2次計画*¹⁶⁸に基づき、ごみ分別の徹底や減量化をさらに進める必要があります。
- ⑤第2次富士見市美化推進計画*¹⁶⁹に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携しながら環境美化に取り組んでいるほか、「美化推進重点区域*¹⁷⁰」及び「路上喫煙禁止区域*¹⁷¹」を定め、投げ捨てや路上喫煙への対策を進めています。
- ⑥生態系や人命、農作物に影響を及ぼすアライグマに代表される特定外来生物への対策など、地域を取り巻く新たな環境問題に取り組んでいます。

* 164 温室効果ガス…太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖めることで温室効果をもたらす、二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。

* 165 地球温暖化対策実行計画…本市から排出される温室効果ガスを削減するための施策を定めた計画。

* 166 再生可能エネルギー…太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然の力で作るエネルギー。

* 167 環境基本計画（第2次）…環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

* 168 一般廃棄物処理基本計画（第2次）…生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物の適正な処理を行うための計画。

* 169 美化推進計画（第2次）…本市における環境美化の推進を図るための計画。

* 170 美化推進重点区域…環境美化を推進するため、市が特に指定する必要があると認めた区域。

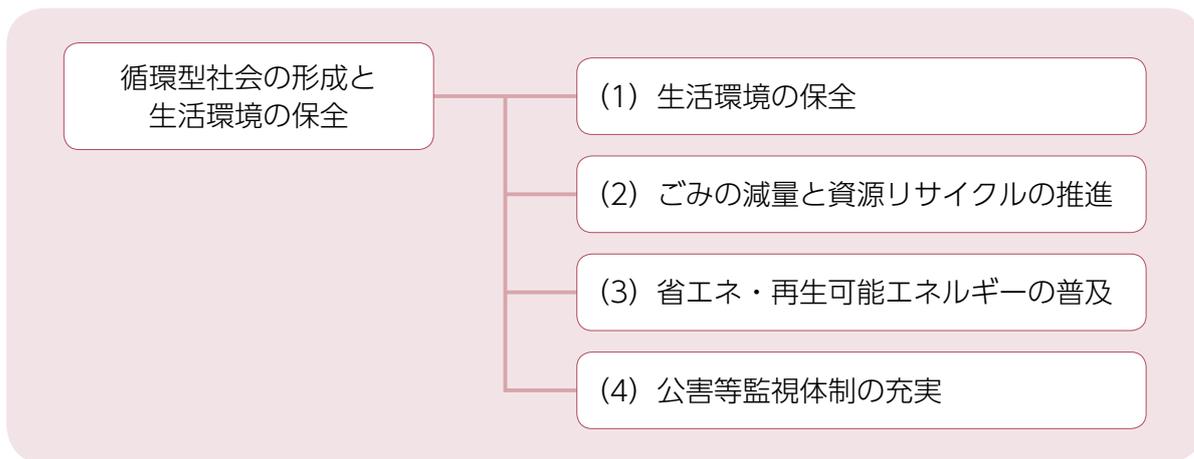
* 171 路上喫煙禁止区域…美化推進重点区域において、路上喫煙が他の歩行者などにとって特に危険であると市が指定した区域。

⑦核家族化や少子高齢化が進展する中で、所有者の高齢化などの理由により空家が増えており、災害や犯罪の抑止、地域の良好な環境の維持のために対策が求められています。

⑧し尿処理業務について、処理施設の老朽化に伴う新設工事を進めています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生活環境の保全（安心安全課、環境課、建築指導課）

- ①第2次富士見市環境基本計画や第2次富士見市美化推進計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、人と自然が共生できる、清潔で美しいまちづくりを進めます。
- ②不法投棄を防止するため、パトロールの実施や情報の提供を行います。また、関係機関と連携し、不法投棄物の回収や処理を行います。
- ③空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、近隣住民や地域、関係機関と連携して、空家等の適正管理と利活用に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 環境ポスター展を通じた環境問題への意識啓発
- ・ 市内クリーンアップ事業の実施
- ・ 路上喫煙禁止区域における路上喫煙禁止啓発活動の実施
- ・ 空家等に関する総合的な計画の推進

(2) ごみの減量と資源リサイクルの推進（環境課）

①リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（不要なものは断る）を基本として、資源化が可能な廃棄物を有効活用するなど、廃棄物のさらなる減量に取り組みます。

主な取り組み

- ・定期資源回収・集団資源回収奨励金の交付
- ・生ごみ減量化の推進
- ・ごみの出し方の配布

指 標

項 目	ごみの総排出量
現状値	29,934t（平成 26 年度）
目標値	28,741t（平成 32 年度）

項 目	ごみの資源化率
現状値	20.7%（平成 26 年度）
目標値	22.9%（平成 32 年度）



(3) 省エネ・再生可能エネルギーの普及（環境課）

①富士見市地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入促進、壁面緑化などを推進し、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガスの削減と併せて、照明器具のLED化などの省エネルギー化を促進します。

主な取り組み

- ・富士見市地球温暖化対策実行計画の推進
- ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入奨励金の交付
- ・公共施設壁面緑化の推進
- ・公共施設照明器具のLED化の推進
- ・事業所に対するエコアクション21^{*172}認証取得の啓発・支援

指 標

項 目	市長部局管理施設のエネルギー使用量概算（原油換算値 ^{*173} ）
現状値	1,628kl（平成27年度）
目標値	1,548kl（平成32年度）

(4) 公害等監視体制の充実（環境課）

①大気中の二酸化窒素や大気、土壌のダイオキシン類、河川の水質、自動車騒音、空間放射線量などについて定期的に測定を行い、その結果を公表し、市民、事業者、行政が一体となって公害等監視体制を充実します。

主な取り組み

- ・ダイオキシン類濃度調査、水質調査、大気調査の実施
- ・自動車騒音の常時監視
- ・空間放射線量測定の実施

* 172 エコアクション21…環境省が、事業者の環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的として、環境に取り組む仕組み等を定めたガイドライン。

* 173 原油換算値…電気・ガソリン・重油・ガスなど、異なるエネルギーや燃料を共通の単位を用いて合計・比較するために、原油の単位量あたりの発熱量を用いて、原油の量（kl）に換算した数値のこと。

第4節 市街地の整備



1. 施策の方向性

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既存市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。



2. 現状と課題

- ①市街地は、都市基盤整備により計画的な土地利用が進められている地区と、昭和30年代から40年代にかけての急激な人口増加により、都市基盤が十分に整備されないまま開発が進んだ地域とに大別できます。
- ②既存市街地の鶴瀬駅東口及び西口地区は、土地区画整理事業により居住環境の整備、宅地の利用増進を図るとともに、魅力ある商業集積の促進や災害に強いまちづくりを進めています。また、ふじみ野駅周辺、針ヶ谷地区及び鶴瀬西のつるせ台地区は、地区計画により良好な居住環境の保全に努めています。
- ③既存市街地は、建物が密集し、狭い道路が多く、公園・緑地などのオープンスペースが不足していることから、防災機能の強化などのため、地域の実情に応じた整備を検討する必要があります。
- ④市街化区域へ編入した水子・諏訪地区は、地区計画制度や小規模土地区画整理事業などにより計画的なまちづくりを進めています。
- ⑤シティゾーン及び水谷柳瀬川ゾーンは、地域振興と都市機能を充実するため、土地利用の検討を行っています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 既存市街地の整備（まちづくり推進課、鶴瀬駅西口整備事務所、鶴瀬駅東口整備事務所）

①快適な都市環境を形成するため、地区計画の活用や土地区画整理事業などの手法により、地域の実情に応じた魅力ある市街地の整備を進めます。

主な取り組み

- ・鶴瀬駅西口土地区画整理事業の推進
- ・鶴瀬駅東口土地区画整理事業の推進
- ・鶴瀬駅東口駅前広場の整備
- ・小規模土地区画整理事業への支援
- ・地区計画制度の運用

指 標

項 目	鶴瀬駅西口土地区画整理事業の進捗状況
現状値	建物移転 99.2% (平成 27 年度末) 道路築造 97.8% (平成 27 年度末)
目標値	建物移転 100% (平成 31 年度末) 道路築造 100% (平成 31 年度末)

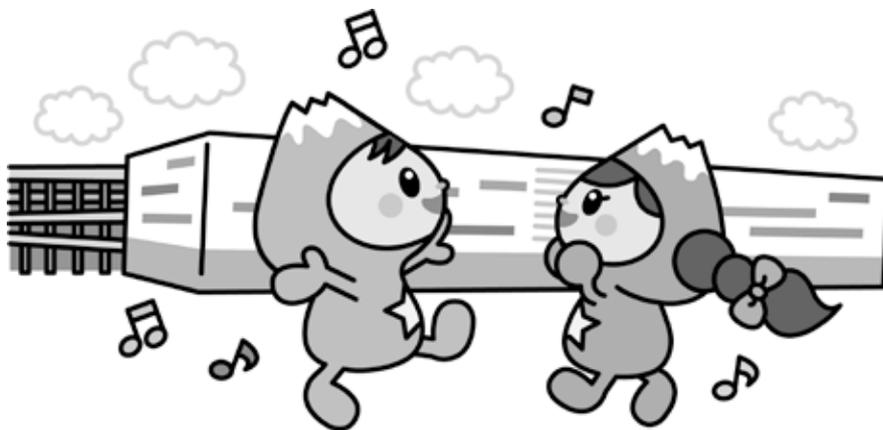
項 目	鶴瀬駅東口土地区画整理事業の進捗状況
現状値	建物移転 86.9% (平成 27 年度末) 道路築造 76.4% (平成 27 年度末)
目標値	建物移転 100% (平成 30 年度末) 道路築造 100% (平成 30 年度末)

(2) 新市街地の整備（まちづくり推進課）

- ①快適な市民生活の実現と都市機能充実のため、土地利用構想に定めた各ゾーンについて、地域特性に合った整備手法により、計画的な整備を進めます。
- ②水子・諏訪地区は、地区計画制度や小規模土地区画整理事業などにより、都市機能向上のための整備を計画的に進めます。

主な取り組み

- ・小規模土地区画整理事業への支援
- ・地区計画制度の運用
- ・シティゾーン整備事業の推進
- ・水谷柳瀬川ゾーンにおける土地利用の推進



第5節 道路・交通環境の整備



1. 施策の方向性

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。



2. 現状と課題

①平成 27 年度に実施した市民意識調査では、依然として「安全で快適な道路の整備」に対する不満度が高く、誰もが安全で快適に利用できる道路の整備が求められています。

②幹線道路は、歩道や右折車線などについて整備が求められています。

③都市計画道路などの幹線道路は、土地区画整理事業などによって一部の整備が進んでいますが、移動の円滑化や地域活性化などのため、計画的に整備を進める必要があります。

④大規模商業施設の開業による交通環境の変化を踏まえた道路改良などに取り組んでいます。

⑤生活道路は、高齢化社会の進行などを踏まえ、狭い道路の解消やバリアフリー*¹⁷⁴化などが求められており、安全な歩行空間の確保や安心して自転車が利用できる環境を整備する必要があります。

⑥災害に強い道路網の確保を図るため、老朽化した道路や橋の維持管理を進める必要があります。

⑦市内の交通事故件数は平成 16 年をピークに減少傾向にありますが、引き続き、警察などの関係機関と連携し、交通安全に関する教育や啓発を進める必要があります。

* 174 バリアフリー…障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁（バリアー）を排除していくこと。

- ⑧ 駅周辺では、放置自転車や路上駐車対策のほか、まちの美観の向上と歩行者などの安全確保のため、駐輪指導により市立自転車駐車場（11カ所）などの利用促進や、違法駐車解消などを近隣自治体や関係機関と連携し進めています。
- ⑨ 通学路などの安全点検を行い、点検結果に基づいて交通安全施設の整備を進めています。
- ⑩ 道路附属物の老朽化による事故を未然に防ぐため、それらの総点検を実施し、改修を計画的に進めています。
- ⑪ 大規模商業施設の開業に伴い、民間路線バスについては、本市と大宮、南与野方面を結ぶ東西路線や市内2駅を結ぶ路線の新設や志木方面からの路線が延伸され、移動の利便性が高まりました。
- ⑫ 市内循環バスについては、大規模商業施設の開業に伴い民間路線バスが拡充されたことにより、路線の見直しを含め、利用者ニーズを踏まえた運行を検討する必要があります。
- ⑬ 自転車に関係する交通事故が多発し、市内の全交通事故に占めるその割合は県内平均よりも高い状況にあることから、自転車の安全な利用を促進する必要があります。



3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 道路・交通環境の改善（道路治水課）

①道路整備の基本方針により、市内の道路・交通環境の改善を計画的に進めます。

(2) 幹線道路の整備（まちづくり推進課、道路治水課）

①幹線道路は、重点路線の選定や優先順位を定め、計画的な整備を進めます。

②老朽化した道路や橋については、点検や改修を計画的に行い、維持管理に努めます。

主な取り組み

- ・市道第 5101 号線（大字勝瀬・勝瀬交差点～勝瀬苗間通り 1 号線）の整備
- ・市道第 5203 号線（上沢・東上本線第 114 号踏切）の整備
- ・市道第 5210 号線（鶴瀬西・踏切～銀の鈴幼稚園）の整備
- ・市道第 5212 号線（鶴瀬東・東武鉄道旧鶴瀬変電所付近）の整備
- ・市道第 5112 号線（大字水子・水子貝塚公園交差点付近）の整備
- ・都市計画道路富士見橋通線、みずほ台駅東通線、水子鶴馬通線の整備推進
- ・耐震補強や修繕などによる道路橋の長寿命化

指 標

項 目	整備済みの幹線道路の割合
現状値	55.2%（平成 27 年度）
目標値	57.3%（平成 32 年度）

項 目	修繕実施済みの橋梁の割合
現状値	7.6%（平成 27 年度）
目標値	17.9%（平成 32 年度）

(3) 生活道路の整備（道路治水課）

①市民の生活に最も密接な生活道路は、狭あいな道路の解消や歩道整備、舗装補修の維持管理など、安全安心な歩行空間づくりを進めます。

主な取り組み

- ・生活道路や歩道の整備
- ・市内各所の道路修繕工事
- ・私道の一括寄附採納道路等の舗装及び側溝などの整備

指 標

項 目	整備済みの生活道路の割合
現状値	52.1%（平成 27 年度）
目標値	53.0%（平成 32 年度）

項 目	整備済みの歩道の割合
現状値	8.89%（平成 27 年度）
目標値	8.95%（平成 32 年度）

(4) 地域公共交通の充実（交通・管理課）

①市内公共交通の現状や市民アンケートの結果を踏まえ、デマンド交通^{*175}の実証実験を通じて新たな交通システムの導入や市内循環バスの路線見直しについて、富士見市地域公共交通会議^{*176}で協議、検討し、地域公共交通の充実を図ります。

主な取り組み

- ・市内循環バスの運行
- ・富士見市地域公共交通会議での検討

* 175 デマンド交通…利用者のニーズに応じた柔軟な運行を行う公共交通のひとつ。

* 176 地域公共交通会議…市民生活に必要な公共交通の確保や利便性の向上を図るため、市内公共交通のあり方について協議する会議。

(5) 放置自転車対策の推進（交通・管理課）

- ① 駅周辺におけるまちの美観と交通の安全性を確保するため、地域住民及び関係機関の協力を得ながら、放置自転車対策を進めます。
- ② 駅周辺における駐輪需要の把握に努め、駐輪施設の整備を検討します。

主な取り組み

- ・ 指定管理者制度による駅前自転車駐車場の管理運営
- ・ 駅周辺の放置自転車の撤去
- ・ 駅周辺における放置自転車指導整理員による指導の実施
- ・ 駅周辺の駐輪需要の把握と駐輪施設整備の検討

(6) 違法駐車対策の推進（交通・管理課）

- ① 違法駐車車両の解消のため、実情に応じた交通指導や交通規制の強化を警察に要請するとともに、運転者へマナー遵守を促します。

主な取り組み

- ・ みずほ台駅東・西口及び鶴瀬駅西口の自動車駐車場の管理・運営
- ・ 違法駐車対策における警察などとの連携

(7) 交通安全施設整備の推進（道路治水課）

- ①交通状況や危険箇所を把握し、道路照明灯や道路標識、道路反射鏡などの整備に努めます。また、道路附属物の改修を計画的に進めます。
- ②安全な道路交通環境を確保するため、信号機及び横断歩道の設置について警察と連携・調整します。

主な取り組み

- ・道路附属物（道路照明灯・道路標識・道路反射鏡）の設置及び計画的な改修
- ・通学路のグリーンベルト*¹⁷⁷の設置や区画線などの修繕

(8) 交通安全教育・指導の推進（交通・管理課）

- ①子どもや高齢者を対象にした交通安全教育を実施するとともに、市民・警察・行政が一体となって、交通安全運動や交通事故防止運動を展開します。
- ②富士見市自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、自転車の安全な利用を促進し、自転車関連事故の抑制に努めます。

主な取り組み

- ・交通安全教室の実施
- ・交通安全運動などの実施による啓発
- ・自転車の安全利用促進に向けた啓発

指 標

項 目	市内での自転車事故死傷者数
現状値	98 人（平成 27 年度）
目標値	64 人（平成 32 年度）

* 177 グリーンベルト…歩道が整備されていない道路（通学路）において、車の運転者に、通行帯を視覚的に認識させ、歩行者との接触事故などの発生を抑制するため、路側帯を緑色に着色したもの。

第6節 上下水道の整備



1. 施策の方向性

安全で安心な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら、特定環境保全公共下水道^{*178}や合併浄化槽^{*179}などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。



2. 現状と課題

- ①現在、総給水量の8割を県営水道から購入しています。
- ②富士見市水道ビジョン（改訂版）^{*180}に基づき、「持続可能で信頼される水道事業」の実現に向け、ビジョンに掲げる各施策に取り組んでいます。
- ③安全で確実な給水体制を維持するため、アセットマネジメント^{*181}に基づく老朽管の更新や給配水施設の耐震化などを計画的に進めていく必要があります。
- ④市街化区域内は、鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業施行区域及び水子地区の公共下水道整備を進めています。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。
- ⑤市街化調整区域内は、河川の水質を保全し衛生的で快適な生活環境を保つため、特定環境保全公共下水道の整備を進めています。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。

* 178 特定環境保全公共下水道…市街化調整区域において、生活環境改善や、水質保全による自然保護などのために整備する下水道。

* 179 合併浄化槽…公共下水道の処理区域外において、水洗トイレからの汚水（し尿）や台所・風呂などからの排水（生活雑排水）を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

* 180 水道ビジョン（改訂版）…水道水の安全で安定的な供給や健全な事業運営に資するため、水道事業経営の基本方針や実施方策を示したビジョン。

* 181 アセットマネジメント（資産管理）…水道施設のライフサイクル全体にわたって、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する活動。

⑥雨水対策は、これまで各雨水幹線の整備や流末のポンプ場整備などを進めてきました。引き続き、都市化の進展による市街地での冠水被害など都市型水害に対応するため、別所雨水幹線の整備延伸や別所雨水ポンプ場の長寿命化と耐震化などを進めています。

⑦下水道管渠については、今後、順次耐用年数を迎えることから、計画的な長寿命化及び更新を検討していく必要があります。



3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 水道水の安定供給（水道課）

- ①水道水を安定的に供給するため、配水管や機械・電気設備などを計画的に更新するとともに、適正な水質・水圧管理に努めます。

主な取り組み

- ・アセットマネジメントに基づく水道施設の計画的な更新
- ・水質の改善、適正水圧の確保など安全な水道水の供給

(2) 水道施設などの災害対策の充実（水道課）

- ①老朽管の更新及び基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時における応急体制の充実に図ります。

主な取り組み

- ・基幹管路及び重要施設までの管路の耐震化
- ・老朽施設の計画的な更新
- ・県水直送管の整備など災害時に備えたバックアップ機能の強化
- ・応急給水・応急復旧対策の強化

指 標

項 目	上水道の基幹管路の耐震化率
現状値	45.0%（平成 27 年度）
目標値	58.0%（平成 32 年度）

(3) 健全な水道事業の経営（水道課）

- ①利用者サービスの向上とともに、収入の確保及び経費の削減に努め、引き続き、健全な水道事業経営を目指します。

主な取り組み

- ・ 持続可能な事業経営の実施
- ・ 広報広聴の充実など利用者サービスの充実

(4) 公共下水道（污水）の整備（下水道課）

- ①既成市街地などにおける公共下水道の整備を計画的に進め、計画区域内の整備完了を目指すとともに、水洗化を促進します。

主な取り組み

- ・ 鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内の整備
- ・ 鶴瀬駅東口土地区画整理事業地内の整備
- ・ 私道内の整備
- ・ 処理区域内の未接続世帯解消に向けた水洗化促進活動

指 標

項 目	公共下水道（污水）の人口普及率
現状値	99.0%（平成 27 年度）
目標値	100%（平成 32 年度）

(5) 特定環境保全公共下水道の整備（下水道課）

- ①農業集落の生活環境向上と河川・水路などの汚濁防止のため、特定環境保全公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、水洗化を促進します。

主な取り組み

- ・特定環境保全公共下水道（南畑地域）の整備
- ・処理区域内の未接続世帯解消に向けた水洗化促進活動

指 標

項 目	特定環境保全公共下水道の人口普及率
現状値	72.3%（平成 27 年度）
目標値	94.0%（平成 32 年度）

(6) 公共下水道（雨水）の整備（下水道課）

- ①水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。また、治水機能のさらなる向上のため、関係機関との調整に努めます。

主な取り組み

- ・鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内の整備
- ・鶴瀬駅東口土地区画整理事業地内の整備
- ・別所雨水幹線の整備
- ・別所雨水ポンプ場の長寿命化と耐震化

指 標

項 目	公共下水道（雨水）の整備済区域面積
現状値	247.4ha（43.0%）（平成 27 年度）
目標値	274.4ha（47.7%）（平成 32 年度）

第7節 防災・防犯対策の充実



1. 施策の方向性

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助けあえる体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。



2. 現状と課題

- ①過去の水害や地震災害の教訓を踏まえ、富士見市地域防災計画*¹⁸²の見直しも含めた防災対策の強化に総合的に取り組む必要があります。
- ②災害時における地域の災害対応力の向上を図るため、総合防災訓練*¹⁸³や合同防災訓練*¹⁸⁴を実施し、災害対応用ガスバルクタンク*¹⁸⁵を用いた発電機の運用や炊き出し訓練を行っています。引き続き、災害対応力の向上を目指して、実践的な訓練を行い、その結果の検証に努める必要があります。
- ③地域における防災活動の中心となる自主防災組織は、平成27年度末現在で43団体が活動しており、今後もその育成と支援を進めるとともに、新たな組織の結成に対する支援を進める必要があります。
- ④東日本大震災の支援活動を契機に、災害時の自治体間相互の支援活動を確立するため、宮城県東松島市並びに福島県二本松市と災害協定を締結しています。また、平成27年度末現在、28の企業・団体と災害協定を締結しています。

* 182 地域防災計画…災害にかかる予防対策や応急・復旧対策などに関し、市及び関係機関、市民、企業・事業者が行うべき事務・業務の大綱を定めた計画。

* 183 総合防災訓練…地域、消防、警察、行政などがそれぞれ連携し、災害時に想定される応急・復旧対策などを総合的に実施・検証する防災訓練。

* 184 合同防災訓練…災害などに備え、複数の市や地域が連携・協力し、合同で実施する防災訓練。

* 185 ガスバルクタンク…液化ガスの供給について、常設のタンクに供給するシステム。災害時には、タンクから各種機器にガスを供給できる。

- ⑤高齢者や障がい者など要配慮者の支援については、自主防災組織や地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取り組みが進められています。また、要配慮者のなかでも、特に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難行動の支援に関する取り組みを進める必要があります。
- ⑥県や近隣自治体と連携を図りながら河川改修や排水ポンプなどの整備を行い、近年多発している集中豪雨などによる都市型水害への対策が必要です。
- ⑦集中豪雨などによる過去の浸水実績を表示した内水（浸水）ハザードマップ*¹⁸⁶については、防災意識向上のため、さらなる周知を図る必要があります。
- ⑧昭和56年以前の建築物*¹⁸⁷は、木造住宅などの耐震診断により、現状の把握と安全な住宅への改修を進めるため、耐震診断及び改修補助制度の活用を促す必要があります。
- ⑨本市における犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、近年は、児童生徒の登下校時を狙った犯罪や高齢者に対する詐欺など、犯罪内容が多様化していることから、富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画*¹⁸⁸に基づいた地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを進めていきます。
- ⑩自主防犯組織*¹⁸⁹は平成27年度末現在、全町会に組織されており、地域の防犯活動が行われています。また、青色防犯パトロール車両を使用した防犯パトロール活動は、市内全域で実施されています。



* 186 内水（浸水）ハザードマップ…内水による浸水及び避難に関する情報を提供し、浸水被害をソフト面から最小化することを目的にした地図。内水とは、大雨によって公共排水施設などに雨水を排水できず地表面に溜まった水のこと。

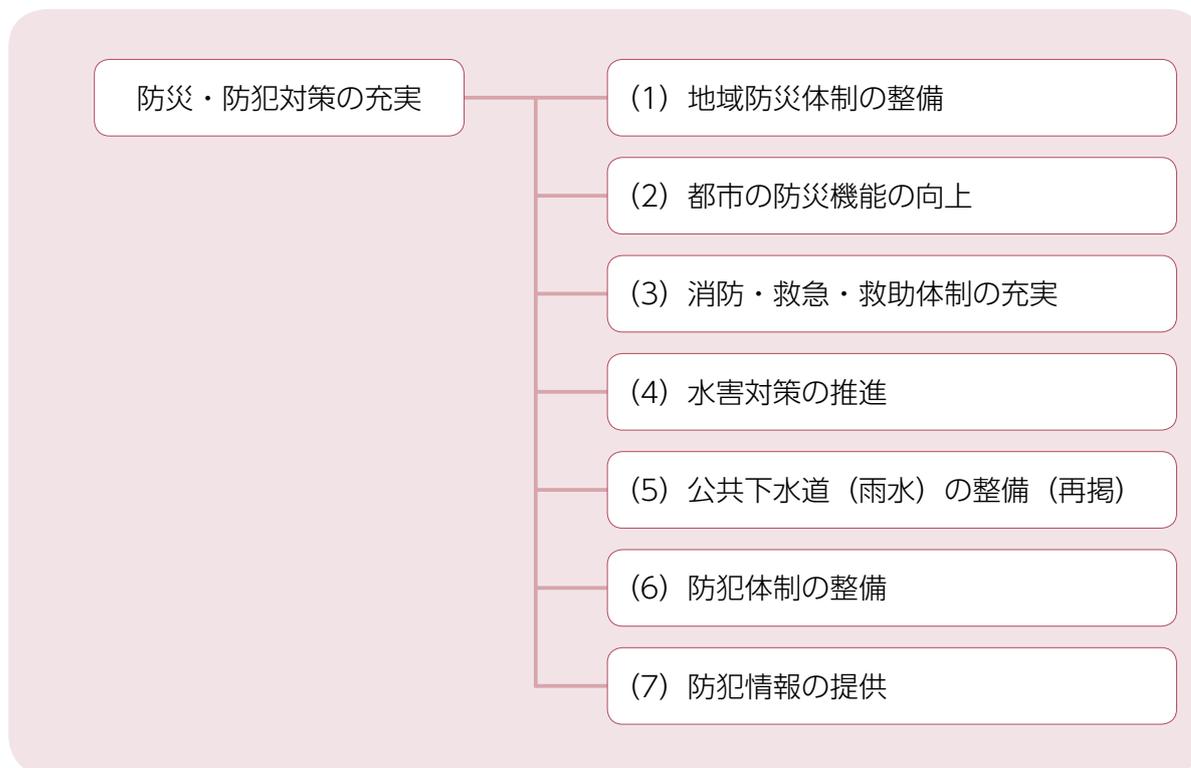
* 187 昭和56年以前の建築物…建築基準法の耐震規定が強化された昭和56年以前の建物は、旧基準で建築されているため、耐震性が劣ると言われている。

* 188 安全安心なまちづくり防犯推進計画…安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

* 189 自主防犯組織…防犯パトロールや子どもの見守りなどの防犯活動を実施しているボランティア団体。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 地域防災体制の整備（安心安全課、福祉課）

- ①総合的な防災体制を確立するため、富士見市地域防災計画に基づき、防災意識の向上や自主防災活動の育成支援、広域的な援助協力体制を構築するとともに、飲料水などの備蓄や防災資機材の整備などの充実に努めます。
- ②災害時における高齢者や障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する要配慮者への支援体制を確立します。
- ③避難行動要支援者の避難行動支援に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 富士見市地域防災計画の見直し・推進
- ・ ハザードマップ*¹⁹⁰ の改定
- ・ 自主防災組織及び自主防災連絡会*¹⁹¹ の結成、育成支援
- ・ 富士見防災リーダーの養成
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 災害時備蓄品の整備

指 標

項 目	自主防災組織の組織率
現状値	73.0% (平成 27 年度)
目標値	100% (平成 32 年度)

項 目	富士見防災リーダー講習会受講者数 (累計)
現状値	48 人 (平成 27 年度)
目標値	198 人 (平成 32 年度)

項 目	避難行動要支援者の個別計画策定割合 (再掲)
現状値	100% (平成 27 年度)
目標値	100% (平成 32 年度)

項 目	避難行動要支援者の登録人数 (再掲)
現状値	1,313 人 (平成 27 年度)
目標値	1,363 人 (平成 32 年度)

* 190 ハザードマップ…地震災害、水害、土砂災害、大雨による雨水の浸水被害など、各種自然災害による被災記録や被害予測に基づき、被害想定範囲や避難所などを地図化したもの。

* 191 自主防災連絡会…自主的な地域防災活動を相互に連携して行うため、小学校通学区域に属する団体で構成される連絡会。

(2) 都市の防災機能の向上（政策企画課、安心安全課、まちづくり推進課、道路治水課、建築指導課）

- ①災害に強いまちづくりを推進するため、防災空間や防災機能としての道路や公園などの整備を進めるとともに、避難場所となる公共施設の非構造部材の耐震化に取り組みます。また、市役所本庁舎については、防災拠点の観点から、そのあり方の検討を進めていきます。
- ②住宅の安全性を高めるため、木造住宅などの耐震診断や耐震改修を促進します。

主な取り組み

- ・耐震補強や修繕などによる道路橋の長寿命化
- ・学校施設の非構造部材の耐震化
- ・耐震診断や耐震改修工事への補助

指 標

項 目	住宅耐震化率
現状値	90.1%（平成 27 年度）
目標値	95.0%（平成 32 年度）

(3) 消防・救急・救助体制の充実（安心安全課）

- ①入間東部地区消防組合と連携し、より高度な消防・救急・救助体制を確立します。
- ②地域防災力の向上のため、消防団の装備の充実や団員確保の取り組みなど、計画的な支援を実施します。

主な取り組み

- ・消防車両の更新
- ・団員確保の取り組みに対する支援

(4) 水害対策の推進（安心安全課、道路治水課）

- ①河川の治水機能を維持向上させるため、河川や水路及び排水ポンプの整備などを計画的に進めます。
- ②低地部での雨水による浸水被害の発生を防止するため、宅地内浸透処理や一時的貯留などにより、雨水の流出抑制を進めます。
- ③水害に対する意識を高めるため、洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップ*¹⁹² や、がけ崩れなどが発生した場合に被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を示した土砂災害ハザードマップ*¹⁹³ を活用し、避難に関する情報、避難時の心得、地形や災害履歴などの災害危険情報を市民に提供します。
- ④台風や集中豪雨などによる水害の防止、軽減を図るため、関係機関との調整により対策を進めます。また、地域の状況に応じた施設の整備や改修を進めます。

主な取り組み

- ・ハザードマップの改定
- ・排水ポンプの非常通報装置の設置
- ・排水ポンプの計画的な改修・交換
- ・浸水箇所における浸水対策工事の実施
- ・貯留浸透施設の維持管理



洪水ハザードマップ



土砂災害ハザードマップ

* 192 洪水ハザードマップ…大雨によって河川が氾濫した場合に浸水が予想される範囲などを地図上に示したものの。

* 193 土砂災害ハザードマップ…土砂災害の被害から市民の生命や財産を守ることを目的に、がけ崩れなどが発生した場合に、被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の情報を地図上に示したものの。

(5) 公共下水道（雨水）の整備（再掲）（下水道課）

①水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。また、治水機能のさらなる向上のため、関係機関との調整に努めます。

主な取り組み

- ・鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内の整備
- ・鶴瀬駅東口土地区画整理事業地内の整備
- ・別所雨水幹線の整備
- ・別所雨水ポンプ場の長寿命化と耐震化

指 標

項 目	公共下水道（雨水）の整備済区域面積
現状値	247.4ha（43.0%）（平成 27 年度）
目標値	274.4ha（47.7%）（平成 32 年度）



別所雨水ポンプ場

(6) 防犯体制の整備（安心安全課、道路治水課）

- ①犯罪の防止を図るため、自主防犯組織に対し、防犯パトロール用品の配布、ボランティア保険の加入などの支援を行い、市民と行政の協働による防犯活動を進めます。
- ②市民青色防犯パトロール隊による防犯パトロール活動を進めます。
- ③安全で安心な生活ができる環境を確保するため、防犯灯の設置及び改修に努めます。また、犯罪の抑止や早期解決への効果が期待される防犯カメラの設置を進めます。

主な取り組み

- ・富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画の推進
- ・ボランティア保険加入などの自主防犯パトロールに対する支援
- ・自主防犯活動リーダー研修の実施
- ・市内全ての防犯灯のLED化

指 標

項 目	市内犯罪率* 194
現状値	11.17 件（平成 27 年）
目標値	10.00 件（平成 32 年）

項 目	自主防犯活動リーダー講習会受講者数
現状値	148 人（平成 27 年度）
目標値	160 人（平成 32 年度）

(7) 防犯情報の提供（安心安全課）

- ①地域における防犯体制を強化するため、警察との連携により、地域の犯罪情報を地域・学校・家庭に提供し、情報の共有化を進めます。

主な取り組み

- ・防災行政無線による犯罪情報の提供
- ・埼玉県作成のスマートフォンアプリ「ポケットブックまいたま」の「安心・安全サポートナビ」機能の周知啓発

* 194 市内犯罪率…人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数。

第8節 消費生活・市民相談の充実



1. 施策の方向性

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。



2. 現状と課題

- ①市民相談に関する相談件数は、平成26年度1,122件、平成27年度1,081件と推移しており、特に法律に関する相談件数が多くなっています。
- ②消費生活に関する相談件数は、平成26年度676件、平成27年度636件と推移しており、その相談内容は複雑化、多様化していることから、様々な相談内容に対応できる体制を強化しました。
- ③富士見市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を施行し、消費生活相談の位置づけや消費生活相談員の資格と役割を明確化しました。
- ④消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する情報の提供や、消費生活講座の開催などを通じて、消費者の意識啓発を行っています。
- ⑤消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者の自立を支援するため、消費者教育を総合的かつ一体的に推進する取り組みや体制づくりが求められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 消費生活・市民相談の充実（人権・市民相談課）

- ①多様化する相談内容に対応するため、専門知識を有する相談員などによる相談体制の充実に努めます。また、相談員に対する研修の充実に努めます。

主な取り組み

- ・ 広報ふじみ、ホームページによる相談内容、相談日などの周知

(2) 消費者への意識啓発（人権・市民相談課）

- ①市民の消費者被害を防ぐため、さらなる消費生活に関する情報提供や意識啓発の充実に取り組みます。また、地域の様々な団体などと連携を図り、近年増加している高齢者の消費者トラブルの防止に努めます。

主な取り組み

- ・ 消費生活講座の開催
- ・ 寸劇などによる悪質商法・詐欺などの未然防止のための啓発

